

議案第 1 1 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者は、平成 3 0 年 4 月 2 3 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 早 川 要
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 1 2 号

豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告に伴い必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を「100分の40」の次に「、12月に支給する場合には100分の45」を加える。

附則第11項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.275」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425」を加え、「にあつては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは」に改め、「100分の85」の次に「、12月に支給するときは100分の95」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	

42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			

89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600				
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900				
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200				
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400				
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600				
94		294,400	342,200						
95		294,800	342,700						
96		295,200	343,100						
97		295,400	343,200						
98		295,700	343,700						
99		296,100	344,100						
100		296,500	344,400						
101		296,700	344,700						
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用 職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。									

行政職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
	44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
	45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100

46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	

95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			
再任用 職員	193,200	204,300	222,800	243,600	274,300
備考 この表は、運転手、清掃手、雇員、用務員、調理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。					

第2条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び附則第7項第3号」を削り、「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条4項中「。附則第7項第3号においては同じ。」を削る。

第21条第1項中「及び附則第7項第4号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85」を「100分の90」に改め、「、12月に支給する場合には100分の95」を削り、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40」を「100分の42.5」に改め、「12月に支給する場合には100分の45」を削る。

附則第7項から第11項までを削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の豊明市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年豊明市条例第51号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成33年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

第3条 平成33年3月31日までの間における地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、この規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条の2 第2項	100分の15	100分の15を超えない範囲内で 市長が規則で定める割合
---------------	---------	---------------------------------

(委任)

第4条 附則第2条から前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第 1 3 号

土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、
豊明阿野平地土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日から、本市
内の別図第 1 に示す字の区域を別図第 2 に示すとおり変更するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

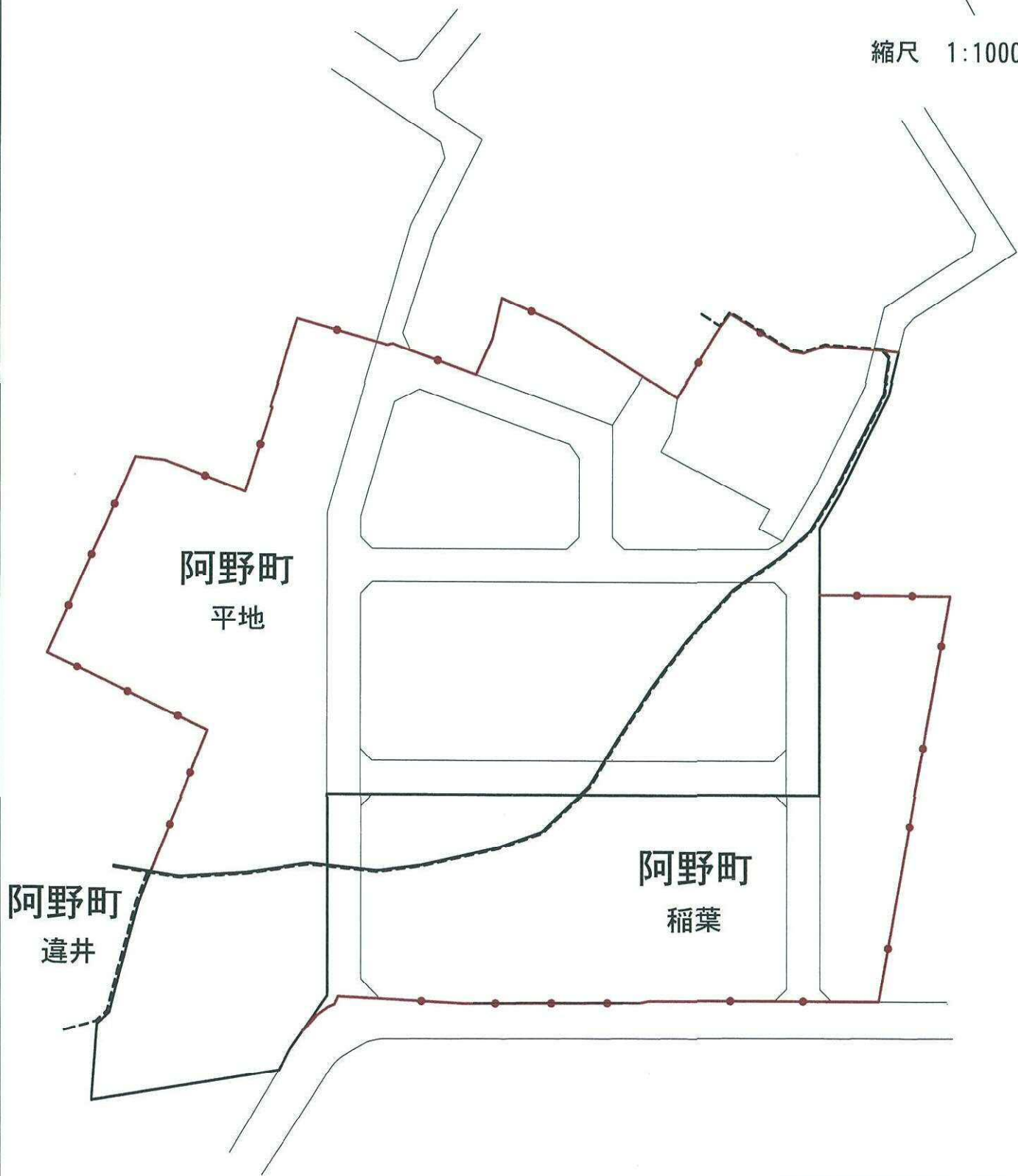
説 明

この案を提出するのは、土地区画整理事業の施行に伴い、字界を整理後の公
共用地等に沿って定める必要があるからである。

別図第1



縮尺 1:1000

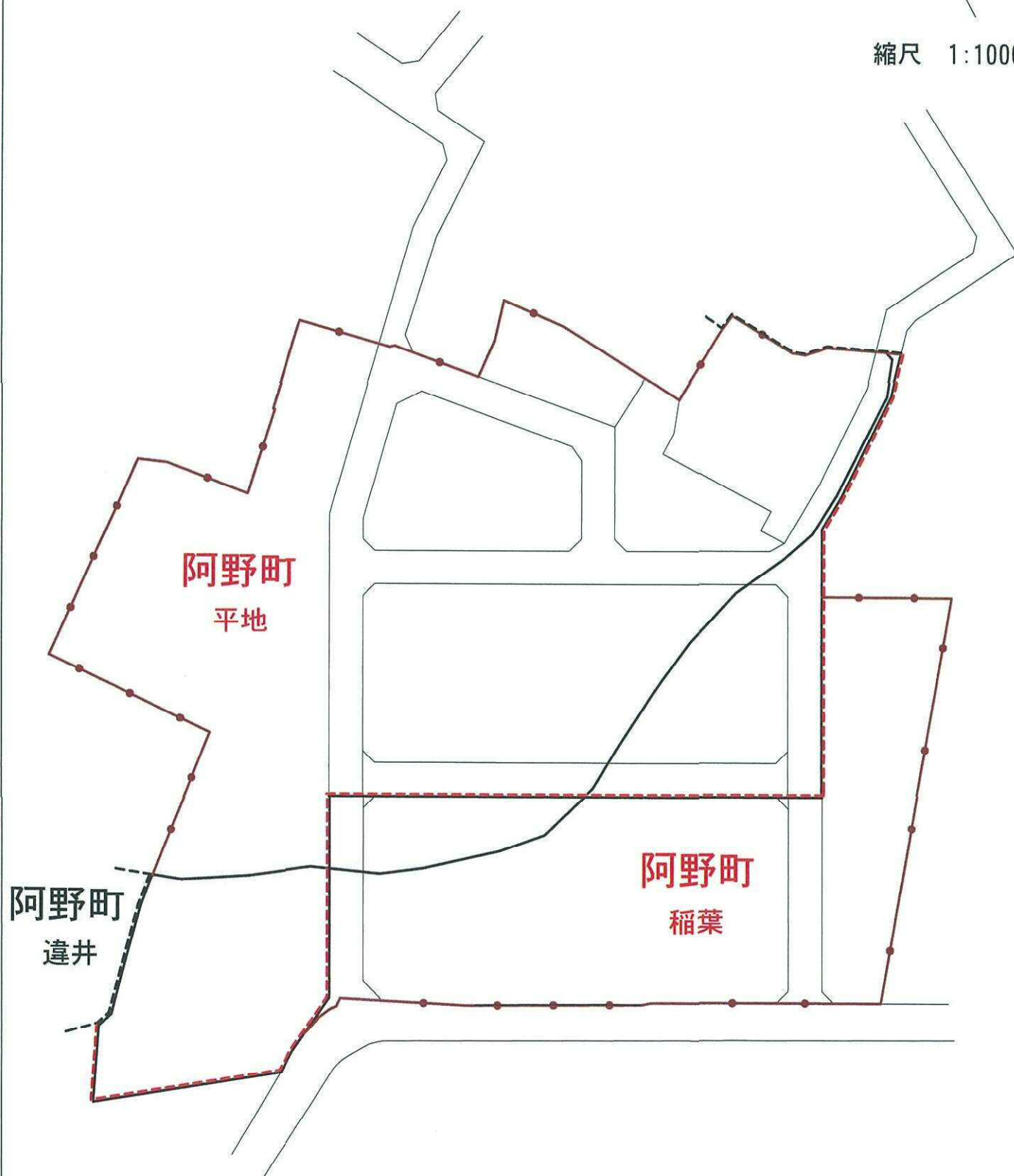


凡 例	
——	実施区域
-----	字 界

別圖第2

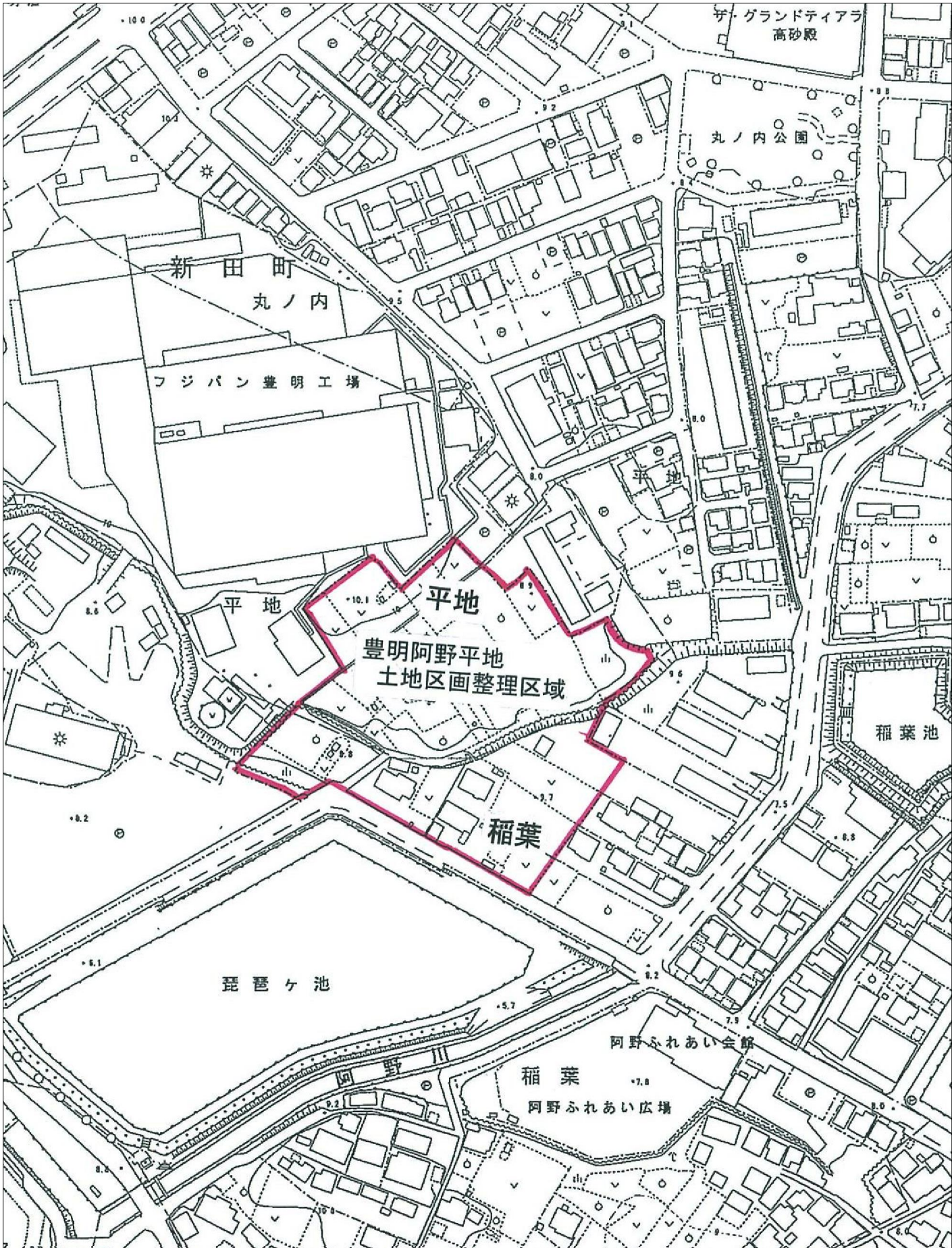


縮尺 1:1000



凡	例
——	実施区域
- - - -	字 界

豊明市豊明阿野平地土地区画整理事業 位置図



議案第 1 4 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

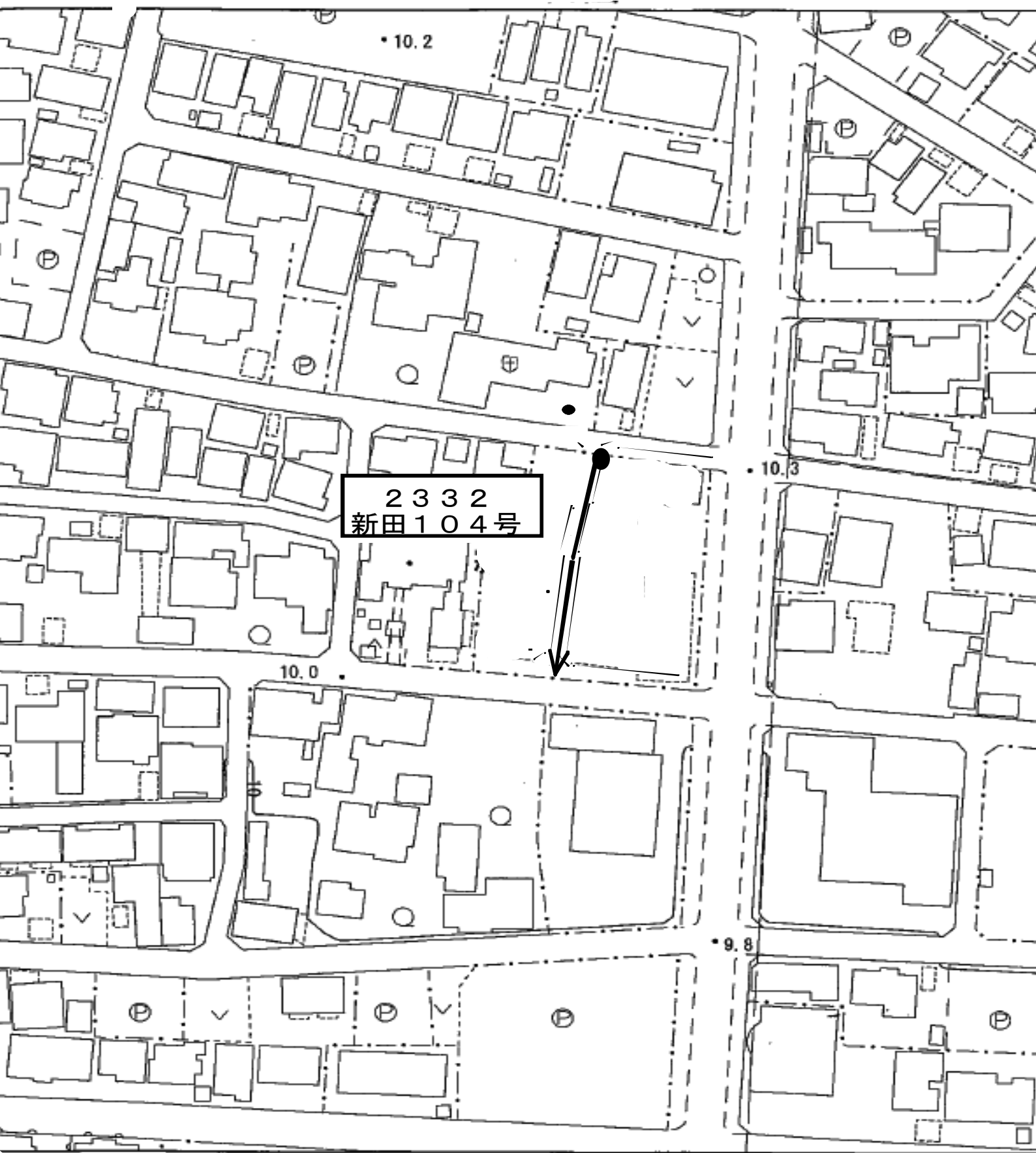
記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
2 3 3 2	新田 1 0 4 号	豊明市新田町吉池 9 番 1 1 地先 豊明市新田町吉池 9 番 7 地先		附図

説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。

附図



議案第15号

豊明市消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
豊明市消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例を別添のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、尾三消防組合及び長久手市との消防広域化により豊明市の消防に関する条例の整備について定める必要があるからである。

豊明市消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例

(豊明市事務分掌条例の一部改正)

第1条 豊明市事務分掌条例(平成15年豊明市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条市民生活部の項中第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 消防に関すること。

(豊明市情報公開条例の一部改正)

第2条 豊明市情報公開条例(平成13年豊明市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、固定資産評価審査委員会及び消防長」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

(豊明市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 豊明市個人情報保護条例(平成16年豊明市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、固定資産評価審査委員会及び消防長」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

(豊明市防災会議条例の一部改正)

第4条 豊明市防災会議条例(昭和47年豊明市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第4号中「豊明市の消防機関の長」を「豊明市の地域を所管する消防機関の長」に改める。

(豊明市職員定数条例の一部改正)

第5条 豊明市職員定数条例(昭和51年豊明市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」を「並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」に改め、「並びに消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第2項」及び「及び消防部局の職員」を削る。

第2条第8号を削る。

(豊明市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第6条 豊明市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和47年豊明市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「様式第1号又は様式第2号」を「別記様式」に改める。

様式第1号を別記様式に改め、様式第2号を削る。

(豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和47年豊明市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(豊明市火入れに関する条例の一部改正)

第8条 豊明市火入れに関する条例(昭和59年豊明市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条(見出しを含む。)中「消防長」を「消防署長」に改める。

(豊明市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

第9条 豊明市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(昭和47年豊明市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「消防職員及び消防団員並びに自警団員」を「消防団員」に改める。

第3条の2中「消防職員及び」を削る。

(豊明市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の廃止)

第10条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 豊明市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和47年豊明市条例第80号)

(2) 豊明市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年豊明市条例第1号)

(3) 豊明市火災予防条例(昭和47年豊明市条例第86号)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第16号

豊明市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
豊明市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を別添のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定する条例を別添のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、平成30年4月より愛知県から居宅介護支援事業所等の指定の権限が豊明市に移譲されることに伴い、市の条例で指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営基準を定める必要があるからである。

豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号及び法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）及び指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業者の指定に関する基準並びに法第81条第1項及び第2項の規定による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は法人とする。

(指定居宅介護支援の事業に係る一般原則)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に

偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（暴力団の排除措置）

第5条 市長は、指定を受けようとする者が次の各号に掲げる対象事由のいずれかに該当する場合は、豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団等を排除するための措置を講ずるものとする。

- （1） 代表者及び役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である。
- （2） 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している。
- （3） 親会社等が前2号のいずれかに該当する。
- （4） 暴力団員等を雇用又は使用している。
- （5） 暴力団員等に金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を提供している（第1号から第3号までの各号に該当する団体等に供与している場合を含む。）。
- （6） 代表者及び役員等が暴力団員等と密接な交際その他の社会的に非難されるべき関係を有している（第2号又は第3号に該当する団体等の代表者及び役員等の交際等を含む。）。

2 市長は、前項の規定により指定の取消し等を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

（記録の整備）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、基準省令第29条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（その他の基準）

第7条 この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び

運営に関する基準は、基準省令に定めるところによる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号

豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例の制定について
豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例を別添のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、土地区画整理事業において業務代行方式を導入する際に、業務代行者を適正に選定するため必要があるからである。

豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例

(趣旨)

第1条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第2項に規定する土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業及び土地区画整理事業の事業計画決定前に設立する組合（以下「発起人会」という。）が施行する予定の土地区画整理事業において、民間事業者に土地区画整理事業の運営に関する事務及び換地・設計・工事等の施行を代行させる業務代行方式を導入しようとする場合に、土地区画整理組合又は発起人会が業務代行者を適正に選定するため、土地区画整理事業ごとに豊明市業務代行者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、土地区画整理組合又は発起人会が業務代行者を適正に選定するために、土地区画整理組合又は発起人会の依頼に基づき、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 業務代行者選定のための基準
- (2) 民間事業者の事業提案内容
- (3) その他業務代行者の選定に関する事務

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から業務代行者の選定が終了したときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経済建設部市街地整備課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第19号

豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の制定について
豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例を別添のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、都市再生特別措置法の規定により策定する豊明市立地適正化計画について、必要な事項を調査、研究するため必要があるからである。

豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により策定する豊明市立地適正化計画（以下「計画」という。）について、必要な事項を調査、研究するため、豊明市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、計画に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 計画の策定に関する調査等のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経済建設部市街地整備課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第20号

豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例の廃止について
豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例を廃止する。

平成30年2月22日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会において最終答申を行ったことに伴い必要があるからである。

豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例を廃止する
条例

豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例（平成28年豊明市条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、介護保険法の一部改正に伴い、豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める必要があるからである。

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年豊明市条例第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業者の指定に関する基準並びに法第115条の24第1項及び第2項の規定による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）の例による。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は法人とする。

（指定介護予防支援の事業に係る一般原則）

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を

踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（暴力団の排除措置）

第5条 市長は、指定を受けようとする者が次の各号に掲げる対象事由のいずれかに該当する場合は、豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団等を排除するための措置を講ずるものとする。

- （1） 代表者及び役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である。
- （2） 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している。
- （3） 親会社等が前2号のいずれかに該当する。
- （4） 暴力団員等を雇用又は使用している。
- （5） 暴力団員等に金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を提供している（第1号から第3号までの各号に該当する団体等に供与している場合を含む。）。
- （6） 代表者及び役員等が暴力団員等と密接な交際その他の社会的に非難されるべき関係を有している（第2号又は第3号に該当する団体等の代表者及び役員等の交際等を含む。）。

2 市長は、前項の規定により指定の取消し等を命じたときは、その旨を告示

しなければならない。

(記録の整備)

第6条 指定介護予防支援事業者は、基準省令第28条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他の基準)

第7条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 22 号

豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、非常勤の一般職員の処遇改善に伴い非常勤一般職員の報酬を改正する必要があるからである。

豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年豊明市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

職 種	報酬月額（円）	費用弁償
ポルトガル語通訳	241,200	豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）第15条第2項に規定する通勤手当の額を基準として市長が規則で定める額
地域安全監視員	200,200	
防災専門員	354,200	
徴収専門員	414,000	
環境監視員	200,200	
保育士	200,200	
児童厚生員	200,200	
家庭相談員	218,500	
教育相談員	208,000	
学校教育指導員	208,000	
教員補助員	281,100	
社会教育指導員	198,500	

別表第2（第5条関係）

報酬時間額	費用弁償
880円以上5,480円以下で、職務内容等を考慮し市長が規則で定める額	月額報酬非常勤一般職員の費用弁償の額を基準として市長が規則で定める額

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 23 号

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別添の
ように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 24 号

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正及び豊明市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- （1） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- （2） 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附則第3項から第6項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 25 号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、園医及び園歯科医の報酬額の改正並びに市街地整備アドバイザーの新設のため必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

園医	年額 357,000
園歯科医	年額 184,000

」

を

「

園医	年額553,000以内において市長が定める額
園歯科医	年額284,000以内において市長が定める額

」

に、

「

休日診療所嘱託員	1勤務日（休日診療勤務日及び翌日等の報告日をいう。）18,700
----------	----------------------------------

」

を

「

休日診療所嘱託員	1勤務日（休日診療勤務日及び翌日等の報告日をいう。）18,700
市街地整備アドバイザー	1回 25,600

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 26 号

豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正及び国民健康保険税の適正化を図るために必要があるからである。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、愛知県（以下この条において「県」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。

以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「100分の5.6」を「100分の5.8」に改める。

第4条中「100分の21.8」を「100分の14.5」に改める。

第5条中「17,200円」を「19,600円」に改める。

第5条の2第1号中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号」を「国民健康保険法第6条第8号」に改め、「20,300円」を「20,700円」に改め、同条第2号中「10,150円」を「10,350円」に改め、同条第3号中「15,225円」を「15,525円」に改める。

第6条中「100分の1.6」を「100分の1.7」に改める。

第7条中「100分の5.4」を「100分の3.6」に改める。

第7条の2中「4,400円」を「5,200円」に改める。

第7条の3第1号中「5,100円」を「5,400円」に改め、同条第2号中「2,550円」を「2,700円」に改め、同条第3号中「3,825円」を「4,050円」に改める。

第8条中「100分の1.1」を「100分の1.3」に改める。

第9条中「100分の2.6」を「100分の1.7」に改める。

第9条の2中「5,600円」を「6,300円」に改める。

第9条の3中「3,700円」を「4,400円」に改める。

第23条第1号ア中「12,040円」を「13,720円」に改め、同号イ(ア)中「14,210円」を「14,490円」に改め、同号イ(イ)中「7,105円」を「7,245円」に改め、同号イ(ウ)中「10,658円」を「10,868円」に改め、同号ウ中「3,080円」を「3,640円」に改め、同号エ(ア)中「3,570円」を「3,780円」に改め、同号エ(イ)中「1,785円」を「1,890円」に改め、同号エ(ウ)中「2,678円」を「2,835円」に改め、同号オ中「3,920円」を「4,410円」に改め、同号カ中「2,590円」を「3,080円」に改め、同条

第2号ア中「8,600円」を「9,800円」に改め、同号イ(ア)中「10,150円」を「10,350円」に改め、同号イ(イ)中「5,075円」を「5,175円」に改め、同号イ(ウ)中「7,613円」を「7,763円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,600円」に改め、同号エ(ア)中「2,550円」を「2,700円」に改め、同号エ(イ)中「1,275円」を「1,350円」に改め、同号エ(ウ)中「1,913円」を「2,025円」に改め、同号オ中「2,800円」を「3,150円」に改め、同号カ中「1,850円」を「2,200円」に改め、同条第3号ア中「3,440円」を「3,920円」に改め、同号イ(ア)中「4,060円」を「4,140円」に改め、同号イ(イ)中「2,030円」を「2,070円」に改め、同号イ(ウ)中「3,045円」を「3,105円」に改め、同号ウ中「880円」を「1,040円」に改め、同号エ(ア)中「1,020円」を「1,080円」に改め、同号エ(イ)中「510円」を「540円」に改め、同号エ(ウ)中「765円」を「810円」に改め、同号オ中「1,120円」を「1,260円」に改め、同号カ中「740円」を「880円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

豊明市手数料徴収条例の一部改正について

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

附 則

この案を提出するのは、高齢者生活管理指導短期宿泊事業の廃止、並びに尾三消防組合及び長久手市との消防広域化により関係規定の整備を図る必要があるからである。

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例

豊明市手数料徴収条例（平成12年豊明市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第29号及び第30号を削り、同項第31号中「別表第4」を「別表第3」に改め、同号を第29号とし、同項中第32号を第30号とし、第33号を削り、第34号を第31号とし、第35号中「別表第6」を「別表第4」に改め、同号を第32号とし、同項中第36号を削り、第37号を第33号とする。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を削り、別表第6を別表第4とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 28 号

豊明市文化会館条例の一部改正について

豊明市文化会館条例（平成 5 年豊明市条例第 23 号）の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、別表の表記を整理する必要があるからである。

豊明市文化会館条例の一部を改正する条例

豊明市文化会館条例（平成5年豊明市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「VTR（VHS）」を「DVD」に、同表備考中「午前」を「午前（早朝含む）」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 29 号

豊明市体育施設条例の一部改正について

豊明市体育施設条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、勅使ターゲット・バードゴルフ場の使用料に専用利用の規定を追加するため必要があるからである。

豊明市体育施設条例の一部を改正する条例

豊明市体育施設条例（平成2年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

(3) 勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00
1人	170	170	200

」

を

「

(3) 勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00
1人	170	170	200

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00
ターゲット・バードゴルフ場	2,720	2,720	3,200	8,640

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 30 号

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国が定める利用者負担の上限額の改正に伴い必要があるからである。

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

それ以外	14,100
------	--------

」

を

「

それ以外	10,100
------	--------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例別表の規定は、平成30年度以降の利用分に係る利用者負担額から適用し、平成29年度以前の利用分に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 31 号

とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正について
とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例を別添
のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、平成 30 年 4 月の機構改革に伴い必要があるからである。

とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例

とよあけファミリー・サポート・センター条例（平成14年豊明市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「西川町島原11番地14」を「新田町子持松1番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

豊明市後期高齢者医療に関する条例（平成19年豊明市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

（5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者
附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 33 号

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別添の
ように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、入院にかかる精神障害者医療制度の拡大に伴い必要
があるからである。

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊明市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号）の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

第5条第1項第2号中「の2分の1に相当する額」を削り、同項第3号を次のように改める。

- （3） 前2号の規定にかかわらず、3級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、病院又は診療所の入院に係る医療保険自己負担額（社会保険各法による附加給付が行われたときは、その額を控除した額）の2分の1に相当する額

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当を受けることに係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 34 号

豊明市国民健康保険条例の一部改正について
豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険条例（昭和47年豊明市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「定が」を「定めが」に改める。

第2条の見出しを「（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、名称を豊明市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 35 号

豊明市介護保険条例の一部改正について
豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、第 7 期介護保険事業計画における介護保険料の改定等に伴い改正する必要があるからである。

豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な
基準を定める条例の一部を改正する条例

豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例(平成26年豊明市条例第54号)の一部を次のとおり改正する。

第3条第1項第3号中「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)」を「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する者をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例

豊明市介護保険料条例（平成12年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条を第19条とし、第15条を第18条とする。

第14条中「第1号」を削り、同条を第17条とし、第4条から第13条までを3条ずつ繰り下げる。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「29,500円」を「29,700円」に改め、同項第2号中「42,700円」を「43,000円」に改め、同項第3号中「45,900円」を「46,300円」に改め、同項第4号中「59,100円」を「59,500円」に改め、同項第5号中「65,700円」を「66,100円」に改め、同項第6号中「78,800円」を「79,400円」に改め、同項第7号中「85,400円」を「86,000円」に改め、同項第8号中「91,900円」を「92,600円」に改め、同項第9号中「98,500円」を「99,200円」に改め、同項第10号中「105,100円」を「105,800円」に改め、同項第11号中「118,200円」を「119,100円」に改め、同項第12号中「131,400円」を「132,300円」に改め、同項第13号中「144,500円」を「145,500円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「26,200円」を「26,400円」に改め、同条を第6条とする。

第2条の次に次の3条を加える。

（市町村特別給付）

第3条 市は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。

- （1） 紙おむつ等購入費支給事業
- （2） 栄養改善自立支援サービス

（保健福祉事業）

第4条 市は、要介護認定者を現に介護する者の支援をするための事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行う。

(委任)

第5条 前2条に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過規定)

第2条 改正後の豊明市介護保険条例第6条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 36 号

豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な
基準を定める条例の一部改正について

豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

附 則

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、関係規定
の整備を図る必要があるからである。

議案第 37 号

豊明市都市公園条例の一部改正について
豊明市都市公園条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、都市公園法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市都市公園条例の一部を改正する条例

豊明市都市公園条例（平成24年豊明市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10平方メートル」の次に「（市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の市民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「5平方メートル」の次に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第4条の2 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 38 号

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、建築基準法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年豊明市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「(ぬ)」を「(る)」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 39 号

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定に基づき、平成 30 年 3 月 31 日をもって、別紙の規約により尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会を廃止するものとする。

平成 30 年 2 月 22 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会を廃止することについて関係地方公共団体の協議をするため必要があるからである。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会規約を廃止する規約

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会規約（平成24年告示第1号）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 4 0 号

平成 2 9 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 9 号）

議案第40号

平成29年度豊明市一般会計補正予算（第9号）

平成29年度豊明市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179,588千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,951,237千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年2月22日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金		40,000	13,363	53,363
	1 地方特例交付金	40,000	13,363	53,363
13 国庫支出金		2,823,345	-181,233	2,642,112
	1 国庫負担金	2,260,496	-16,462	2,244,034
	2 国庫補助金	294,987	-13,977	281,010
	4 国庫交付金	253,669	-150,794	102,875
14 県支出金		1,300,411	-55,145	1,245,266
	1 県負担金	764,753	-12,757	751,996
	2 県補助金	381,706	-19,048	362,658
	3 委託金	143,125	-13,340	129,785
	4 県交付金	10,827	-10,000	827
15 財産収入		20,825	512	21,337
	1 財産運用収入	1,462	512	1,974
16 寄附金		219,840	34,584	254,424
	1 寄附金	219,840	34,584	254,424
17 繰入金		623,504	7,386	630,890
	1 基金繰入金	615,047	-213	614,834

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 特別会計繰入金	8,457	7,599	16,056
18 繰越金		622,806	300,000	922,806
	1 繰越金	622,806	300,000	922,806
19 諸収入		568,282	-3,479	564,803
	5 雑入	460,255	-3,479	456,776
20 市債		1,352,000	63,600	1,415,600
	1 市債	1,352,000	63,600	1,415,600
歳 入 合 計		20,771,649	179,588	20,951,237

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		243,105	-3,841	239,264
	1 議会費	243,105	-3,841	239,264
2 総務費		2,616,131	-124,387	2,491,744
	1 総務管理費	2,105,545	-104,359	2,001,186
	2 徴税費	304,221	-4,374	299,847
	3 戸籍住民基本台帳費	109,123	-1,601	107,522
	4 選挙費	36,931	-12,504	24,427
	5 統計調査費	2,420	-836	1,584
	7 交通安全対策費	32,255	-713	31,542
3 民生費		8,984,037	7,200	8,991,237
	1 社会福祉費	4,162,452	134,724	4,297,176
	2 児童福祉費	3,818,686	-67,246	3,751,440
	3 生活保護費	972,774	-60,278	912,496
4 衛生費		1,515,872	-21,929	1,493,943
	1 保健衛生費	667,603	-8,789	658,814
	2 清掃費	848,269	-13,140	835,129
6 農林水産業費		137,451	-7,708	129,743

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 農業費	137,438	-7,708	129,730
7 商工費		223,057	-2,770	220,287
	1 商工費	223,057	-2,770	220,287
8 土木費		2,031,654	-159,244	1,872,410
	1 土木管理費	105,853	-886	104,967
	2 道路橋梁費	439,203	-10,712	428,491
	3 河川費	66,628	-1,764	64,864
	4 都市計画費	1,419,970	-145,882	1,274,088
9 消防費		727,754	-10,029	717,725
	1 消防費	727,754	-10,029	717,725
10 教育費		2,453,210	253,992	2,707,202
	1 教育総務費	477,303	-8,543	468,760
	2 小学校費	342,207	284,199	626,406
	3 中学校費	169,697	-656	169,041
	4 社会教育費	729,546	-10,698	718,848
	5 保健体育費	734,457	-10,310	724,147
13 諸支出金		573,817	248,304	822,121

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 基金費	573,817	248,304	822,121
歳 出	合 計	20,771,649	179,588	20,951,237

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
10	教育費	2 小学校費	290,830
10	教育費	3 中学校費	3,348
合 計			294,178

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 245,800	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園改修事業	千円 22,500	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
東部知多衛生組合負担金事業	89,300			
塵芥車購入事業	8,200			
防火水槽整備事業	8,100			
給食センター改修事業	26,000			
体育施設整備事業	28,100			

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

8 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	40,000	13,363	53,363
計	40,000	13,363	53,363

13 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,260,496	-16,462	2,244,034
計	2,260,496	-16,462	2,244,034

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	231,879	-59,911	171,968

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方特例交付金	13,363	地方特例交付金 13,363 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 児童福祉費負担金	-723	児童福祉措置費負担金 723 減
3. 保育園費負担金	-17,522	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 17,522 減
5. 保険基盤安定負担金	1,783	保険基盤安定負担金 1,783 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 児童福祉費補助金	-231	母子自立支援事業費補助金 231 減
3. 生活保護費補助金	-59,680	臨時福祉給付金事業費補助金 59,680 減

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費国庫補助金	1,845	-120	1,725
5. 土木費国庫補助金	16,006	-8,231	7,775
6. 教育費国庫補助金	29,284	54,285	83,569
計	294,987	-13,977	281,010

13 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫交付金	68,938	-28,020	40,918
3. 土木費国庫交付金	181,480	-122,774	58,706
計	253,669	-150,794	102,875

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 衛生費補助金	-120	母子保健衛生費補助金 120 減
2. 都市計画費補助金	-8,231	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 8,026 減 空き家再生等推進事業補助金 205 減
4. 学校施設整備費補助金	54,285	公立学校施設整備費補助金 54,285

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 保育園費交付金	-28,020	保育所等整備交付金 28,020 減
1. 道路橋梁費交付金	-120,287	社会資本整備総合交付金 120,287 減
2. 都市計画費交付金	-2,487	社会資本整備総合交付金 2,487 減

14 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	762,634	-12,757	749,877
計	764,753	-12,757	751,996

14 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
4. 農林水産業費県補助金	14,266	-2,272	11,994
6. 土木費県補助金	17,427	-5,183	12,244
8. 教育費県補助金	19,220	-11,593	7,627
計	381,706	-19,048	362,658

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 児童福祉費負担金	-362	児童福祉措置費負担金 362 減
4. 保育園費負担金	-8,761	施設型教育・保育給付費等県費負担金 8,761 減
6. 保険基盤安定負担金	1,812	保険基盤安定負担金 1,812 増
7. 後期高齢者医療保険 基盤安定負担金	-5,446	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 5,446 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 農業費補助金	-2,272	土地改良事業費補助金 1,250 減 農業農村多面的機能支払事業補助金 1,022 減
1. 都市計画費補助金	-5,183	市町村土木補助事業補助金 1,320 減 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 3,863 減
2. 青少年対策費補助金	-11,593	放課後子ども教室推進事業費補助金 11,593 減

14 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	141,402	-13,340	128,062
計	143,125	-13,340	129,785

14 款 県支出金

4 項 県交付金

目	補正前の額	補正額	計
2. 土木費県交付金	10,058	-10,000	58
計	10,827	-10,000	827

15 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	641	512	1,153
計	1,462	512	1,974

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 選挙費委託金	-12,504	衆議院議員選挙委託金 12,504 減
4. 統計調査費委託金	-836	工業統計調査委託金 252 減 住宅・土地統計調査委託金 237 減 就業構造基本調査委託金 347 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 緑化事業費交付金	-10,000	あいち森と緑づくり事業交付金 10,000 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	512	財政調整基金利子 524 増 教育施設建設及び整備基金利子 38 増 公共施設建設及び整備基金利子 50 減

16 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	219,840	34,584	254,424
計	219,840	34,584	254,424

17 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 教育施設建設及び整備基金繰入金	18,203	-213	17,990
計	615,047	-213	614,834

17 款 繰入金

2 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 水上太陽光発電事業特別会計繰入金	8,457	7,599	16,056
計	8,457	7,599	16,056

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	34,584	ふるさと豊明応援寄附金 14,106 減 競馬場周辺整備事業寄附金 47,660 増 教育費寄附金 1,080 増 都市計画費寄附金 50 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 教育施設建設及び整備基金繰入金	-213	教育施設建設及び整備基金繰入金 213 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 水上太陽光発電事業特別会計繰入金	7,599	水上太陽光発電事業特別会計繰入金 7,599 増

18 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	622,806	300,000	922,806
計	622,806	300,000	922,806

19 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
4. 雑入	459,400	-3,479	455,921
計	460,255	-3,479	456,776

20 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生債	22,500	-22,500	0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	300,000	前年度繰越金 300,000 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 消防団員退職報償金	-4,773	消防団員退職報償金 4,773 減
5. 学校給食費徴収金	-2,335	学校給食費実費徴収金 2,335 減
6. 雑入	3,629	土地改良総合整備事業返還金収入 3,658 緑化推進等講習会受講料 29 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 保育園改修事業債	-22,500	保育園改修事業 22,500 減

20 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 衛生債	97,500	-97,500	0
3. 消防債	8,100	-8,100	0
4. 教育債	343,900	191,700	535,600
計	1,352,000	63,600	1,415,600

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 東部知多衛生組合負担金事業債	-89,300	東部知多衛生組合負担金事業 89,300 減
2. 塵芥処理施設整備事業債	-8,200	塵芥車購入事業 8,200 減
1. 消防施設整備事業債	-8,100	防火水槽整備事業 8,100 減
2. 調理場整備事業債	-26,000	給食センター改修事業 26,000 減
3. 保健体育施設改修事業債	-28,100	体育施設整備事業 28,100 減
4. 学校施設改修事業債	245,800	学校施設改修事業 245,800

歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	243,105	-3,841	239,264	4. 共済費	-1,270
				9. 旅費	-1,371
				11. 需用費 印刷製本費	-1,000 -1,000
				13. 委託料	-200
計	243,105	-3,841	239,264		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	515,398	-2,207	513,191	13. 委託料	-2,056
				19. 負担金、補助及 び交付金	-151
2. 秘書人事管理 費	1,042,247	-59,380	982,867	1. 報酬	-1,125
				4. 共済費	-55,813
				8. 報償費	-400
				9. 旅費	-571
				13. 委託料	-1,471

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 議員活動事業	-2,641				-2,641	議員共済給付費負担金 1,270 減 調査旅費 1,371 減
3 事務局事業	-1,200				-1,200	印刷製本費 1,000 減 議会だより配布業務委託料 200 減
計	-3,841				-3,841	
	-3,841				-3,841	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 庁舎管理事業	-2,056				-2,056	庁舎警備委託料 2,056 減
3 契約検査事業	-151				-151	あいち電子調達共同システム負担金 151 減
計	-2,207				-2,207	
1 秘書人事人件費	-55,813				-55,813	職員共済組合負担金 40,000 減 退職手当組合負担金 2,000 減 社会保険掛金負担金 8,500 減 雇用保険掛金負担金 4,292 減 労働者災害補償保険負担金 1,021 減
2 職員健康診断事業	-1,300				-1,300	職員健康診断等委託料 1,300 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(秘書人事管理 費)					
3. 文書費	28,127	-648	27,479	12. 役務費 通信運搬費	-294 -294
				14. 使用料及び賃借 料	-354
4. 広報費	14,839	-2,350	12,489	11. 需用費 印刷製本費	-2,200 -2,200
				13. 委託料	-150
5. 財政管理費	13,197	-398	12,799	11. 需用費 印刷製本費	-296 -296
				13. 委託料	-102
7. 財産管理費	157,107	-19,822	137,285	11. 需用費 光熱水費	-8,000 -8,000
				12. 役務費 手数料	-250 -250

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 職員研修事業	-542				-542	研修旅費 371 減 職員研修委託料 171 減
4 秘書人事管理事務事業	-1,725				-1,725	表彰審査委員会委員報酬 25 減 特別職報酬審議会委員報酬 150 減 人事秘書業務 950 減 一般報償費 400 減 費用弁償及び普通旅費 200 減
計	-59,380				-59,380	
1 文書事業	-648				-648	通信運搬費 294 減 機器借上料 354 減
計	-648				-648	
1 広報活動事業	-150				-150	広報配布業務委託料 150 減
2 広報事務事業	-2,200				-2,200	印刷製本費 2,200 減
計	-2,350				-2,350	
2 財政管理事務事業	-398				-398	印刷製本費 296 減 公会計制度支援委託料 102 減
計	-398				-398	
1 庁舎維持管理事業	-12,463				-12,463	光熱水費 8,000 減 機械等撤去委託料 2,011 減 機械保守委託料 701 減 清掃等委託料 450 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(財産管理費)				13. 委託料	-7,301
				14. 使用料及び賃借料	-3,000
				18. 備品購入費	-1,271
8. 企画費	87,852	-14,261	73,591	1. 報酬	-220
				8. 報償費	-93
				9. 旅費	-45
				11. 需用費 印刷製本費	-100 -100
				12. 役務費 手数料	-290 -290
				13. 委託料	-9,634
				14. 使用料及び賃借料	-211
				19. 負担金、補助及び交付金	-3,668

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						工事設計監理委託料 1,301 減
2 公用車管理 事業	-6,901				-6,901	手数料 250 減 公用車車検整備等委託料 1,350 減 公用車運転業務委託料 1,030 減 バス等借上料 3,000 減 自動車購入費 1,271 減
3 財産管理事 務事業	-458				-458	測量等委託料 458 減
計	-19,822				-19,822	
1 企画事務事 業	-408				-408	豊明市行政改革推進委員 80 減 会等委員報酬 報償品費 93 減 まちづくり推進業務委託 235 減 料
2 地域創生 事務事業	-13,853				-13,853	地域公共交通会議委員報 140 減 酬 費用弁償及び普通旅費 45 減 印刷製本費 100 減 手数料 290 減 地域創生関係委託料 340 減 ふるさと応援寄附関係委 4,357 減 託料 地域交通関係委託料 4,702 減 ふるさと納税関係システ 211 減 ム使用料 公共施設巡回バス負担金 840 減 豊明市地域公共交通活性 2,646 減 化協議会負担金 保育士資格取得支援補助 182 減 金
計	-14,261				-14,261	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
11. 市民活動推進 費	101,643	-3,563	98,080	1. 報酬	-385
				8. 報償費	-360
				12. 役務費 保険料	-772
				13. 委託料	-689
				14. 使用料及び賃借 料	-806
				19. 負担金、補助及 び交付金	-551
12. 電算管理費	109,673	-1,730	107,943	11. 需用費 消耗品費	-500
				19. 負担金、補助及 び交付金	-1,230
計	2,105,545	-104,359	2,001,186		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 市民活動推進事業	-2,060				-2,060	男女共同参画懇話会委員 報酬 125 減 協働推進委員会等委員報酬 260 減 保険料 772 減 男女共同参画イベント委託料 302 減 機器借上料 50 減 市民提案型まちづくり事業交付金 551 減
2 都市・国際交流事業	-1,503				-1,503	ホストファミリー謝礼 240 減 友好自治体交流事業出演等謝礼 120 減 友好都市職員受入委託料 387 減 市民交流豊根村温泉使用料 756 減
計	-3,563				-3,563	
1 電算管理事業	-1,730				-1,730	消耗品費 500 減 あいち電子自治体推進協議会負担金 1,111 減 あいち情報セキュリティクラウド負担金 119 減
計	-1,730				-1,730	
	-104,359				-104,359	

2 款 総務費
2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	248,281	-3,496	244,785	1. 報酬	-546
				11. 需用費 印刷製本費	-133 -133
				13. 委託料	-2,539
				19. 負担金、補助及 び交付金	-278
2. 徴収費	55,940	-878	55,062	1. 報酬	-854
				9. 旅費	-24
計	304,221	-4,374	299,847		

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	109,123	-1,601	107,522	1. 報酬	-1,003
				14. 使用料及び賃借 料	-598

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 地番家屋現況図修正事業	-918				-918	地番家屋現況図修正業務委託料 918 減
3 課税計算事業	-1,556				-1,556	電算関係委託料 1,556 減
4 税務総務事務事業	-1,022				-1,022	課税資料整理事務等 546 減 印刷製本費 133 減 固定資産評価業務委託料 65 減 軽自動車資料取扱負担金 200 減 地方税電子化協議会負担金 78 減
計	-3,496				-3,496	
2 徴収事務事業	-878				-878	収納事務 854 減 普通旅費 24 減
計	-878				-878	
	-4,374				-4,374	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 住民記録電算処理事業	-598				-598	電算関係借上料 598 減
3 戸籍住民基本台帳事務事業	-1,003				-1,003	住民基本台帳事務 1,003 減

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	109,123	-1,601	107,522		

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 衆議院議員選 挙費	34,634	-12,504	22,130	1. 報酬	-498
				3. 職員手当等	-4,292
				8. 報償費	-54
				11. 需用費	-1,651
				消耗品費	-649
				食糧費	-43
				印刷製本費	-886
				修繕料	-73
				12. 役務費	-1,111
				通信運搬費	-1,083
手数料	-28				
13. 委託料	-3,900				
14. 使用料及び賃借 料	-156				
18. 備品購入費	-842				
計	36,931	-12,504	24,427		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-1,601				-1,601	
	-1,601				-1,601	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 衆議院議員選挙執行事業	-12,504	-12,504				選挙業務 180 減 投票管理者等報酬 318 減 超過勤務手当 4,292 減 報償品費等 54 減 消耗品費 649 減 食糧費 43 減 印刷製本費 886 減 修繕料 73 減 通信運搬費 1,083 減 手数料 28 減 電算関係委託料 1,210 減 選挙公報等配布委託料 377 減 ポスター掲示場設置委託料 591 減 電話交換業務委託料 18 減 投票受付等業務委託料 1,704 減 会場等使用料 156 減 備品購入費 842 減
計	-12,504	-12,504				
	-12,504	-12,504				

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工統計調査 費	700	-252	448	1. 報酬	-121
				7. 賃金	-100
				9. 旅費	-8
				11. 需用費 消耗品費	-13 -13
				12. 役務費 通信運搬費	-7 -7
				14. 使用料及び賃借 料	-3
3. 諸統計調査費	1,520	-584	936	1. 報酬	-311
				7. 賃金	-71
				8. 報償費	-13
				9. 旅費	-17
				11. 需用費 消耗品費	-145 -145
				12. 役務費 通信運搬費	-22 -22
				14. 使用料及び賃借 料	-5
計	2,420	-836	1,584		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工統計調査事業	-252	-252				統計調査員報酬 121 減 統計調査業務 100 減 費用弁償及び普通旅費 8 減 消耗品費 13 減 通信運搬費 7 減 有料道路通行料等 3 減
計	-252	-252				
1 諸統計調査事業	-584	-584				統計調査員報酬 311 減 統計調査業務 71 減 報償品費等 13 減 費用弁償及び普通旅費 17 減 消耗品費 145 減 通信運搬費 22 減 有料道路通行料等 5 減
計	-584	-584				
	-836	-836				

2 款 総務費

7 項 交通安全対策費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 交通安全対策 費	31, 215	-713	30, 502	1. 報酬	-408
				13. 委託料	-305
計	32, 255	-713	31, 542		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	726, 859	172, 730	899, 589	14. 使用料及び賃借 料	-415
				28. 繰出金	173, 145
2. 老人福祉費	780, 678	-25, 919	754, 759	13. 委託料	-1, 700
				14. 使用料及び賃借 料	-2, 000
				28. 繰出金	-22, 219

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 駐輪場維持管理事業	-305				-305	放置自転車等撤去処分業 305 減 務委託料
3 交通安全対策事務事業	-408				-408	交通指導員 408 減
計	-713				-713	
	-713				-713	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 総合福祉会館維持管理事業	-415				-415	機器借上料 415 減
4 国民健康保険特別会計繰出事業	173,145	3,595			169,550	保険基盤安定繰出金（保 1,227 増 險税軽減分） 保険基盤安定繰出金（保 3,567 増 險者支援分） その他国民健康保険特 168,351 増 別会計繰出金
計	172,730	3,595			169,135	
1 老人福祉事業	-1,700				-1,700	在宅福祉推進活動委託料 1,700 減
3 老人憩いの家管理事業	-2,000				-2,000	機器借上料 2,000 減
7 介護保険特別会計繰出事業	-22,219				-22,219	現年度分介護給付費繰出 9,517 減 金

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(老人福祉費)					
3. 心身障害者福祉費	1, 176, 358	-4, 794	1, 171, 564	1. 報酬	-107
				12. 役務費 手数料	-291
				13. 委託料	-279
				14. 使用料及び賃借 料	-2, 191
				19. 負担金、補助及 び交付金	-1, 926
5. 後期高齢者医療費	745, 997	-7, 293	738, 704	28. 繰出金	-7, 293
計	4, 162, 452	134, 724	4, 297, 176		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						事務費繰出金 8,050 減 地域支援事業繰出金（介護予防事業） 1,843 減 地域支援事業繰出金（包括的支援事業・任意事業） 2,809 減
計	-25,919				-25,919	
1 心身障害児者福祉推進事業	-4,117				-4,117	電算関係借上料 2,191 減 身体障害者用自動車改造費補助金 222 減 身体障がい者自動車運転免許取得費補助金 200 減 精神障害者地域活動支援センター運営費負担金 504 減 障害福祉推進事業補助金 1,000 減
3 心身障害者事務事業	-677				-677	障害者福祉事務手数料 107 減 医師意見書作成委託料 291 減 279 減
計	-4,794				-4,794	
1 後期高齢者医療事業	-7,293	-5,446			-1,847	後期高齢者医療保険基盤安定繰出金 7,293 減
計	-7,293	-5,446			-1,847	
	134,724	-1,851			136,575	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	2,006,864	-6,945	1,999,919	1. 報酬	-4,649
				14. 使用料及び賃借 料	-350
				20. 扶助費	-1,946
2. 保育園費	1,811,822	-60,301	1,751,521	9. 旅費	-100
				13. 委託料	-200
				19. 負担金、補助及 び交付金	-30,001
				20. 扶助費	-30,000
計	3,818,686	-67,246	3,751,440		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	31,227	-598	30,629	13. 委託料	-250
				18. 備品購入費	-348
3. 臨時福祉給付 費	169,445	-59,680	109,765	7. 貸金	-1,033

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 児童館等管理運営事業	-2,997				-2,997	児童館等業務 2,997 減
3 児童福祉事務事業	-3,948	-1,316			-2,632	家庭相談員報酬 1,652 減 機器借上料 350 減 児童福祉施設入所措置費 1,600 減 母子自立支援給付金 346 減
計	-6,945	-1,316			-5,629	
2 保育事業	-60,301	-54,303	-22,500		16,502	費用弁償及び普通旅費 100 減 清掃等委託料 200 減 小規模保育事業整備補助金 30,001 減 小規模保育事業給付費 30,000 減
計	-60,301	-54,303	-22,500		16,502	
	-67,246	-55,619	-22,500		10,873	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	-598				-598	電算関係委託料 250 減 備品購入費 348 減
計	-598				-598	
1 臨時福祉給付金事業	-59,680	-59,680				臨時福祉給付金業務 1,033 減 消耗品費 35 減

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(臨時福祉給付 費)				11. 需用費	-35
				消耗品費	-35
				12. 役務費	-907
				通信運搬費	-486
				手数料	-421
				19. 負担金、補助及 び交付金	-57,705
計	972,774	-60,278	912,496		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 予防費	479,294	-7,640	471,654	1. 報酬	-2,500
				8. 報償費	-300
				13. 委託料	-3,040
				19. 負担金、補助及 び交付金	-1,800
3. 環境衛生費	34,570	-265	34,305	1. 報酬	-265

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
						通信運搬費 486 減 手数料 421 減 臨時福祉給付金 57,705 減
計	-59,680	-59,680				
	-60,278	-59,680			-598	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 予防接種事業	-1,800				-1,800	予防接種等費用助成金 1,800 減
2 各種診断事業	-5,540	-120			-5,420	各種診断等業務報酬 2,500 減 乳児及び妊婦健診委託料 2,800 減 宿泊型産後ケア事業委託料 240 減
3 予防事務事業	-300				-300	健康講座等講師謝礼 300 減
計	-7,640	-120			-7,520	
1 環境衛生事業	-265				-265	新エネルギー推進委員会委員報酬 265 減
計	-265				-265	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 保健センター 運営費	10,469	-364	10,105	11. 需用費	-300
				光熱水費	-300
				12. 役務費	-64
				保険料	-64
6. 公害対策費	6,950	-520	6,430	13. 委託料	-520
計	667,603	-8,789	658,814		

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 清掃総務費	630,053	-11,136	618,917	11. 需用費	-133
				光熱水費	-133
				13. 委託料	-2,879
				19. 負担金、補助及 び交付金	-8,124
2. 塵芥処理費	199,683	-1,687	197,996	18. 備品購入費	-1,687

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健センター運営事業	-364				-364	光熱水費 300 減 保険料 64 減
計	-364				-364	
1 公害対策事業	-520				-520	環境測定局保守点検業務委託料 180 減 自動車騒音等常時監視業務委託料 340 減
計	-520				-520	
	-8,789	-120			-8,669	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 東部知多衛生組合負担金事業	-5,224		-89,300		84,076	東部知多衛生組合負担金 5,224 減
3 清掃事業	-5,779				-5,779	資源回収委託料 1,679 減 資源処分委託料 1,200 減 資源回収交付金 2,900 減
4 清掃事務事業	-133				-133	光熱水費 133 減
計	-11,136		-89,300		78,164	
1 塵芥処理事業	-1,687		-8,200		6,513	塵芥車購入費 1,687 減

4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. し尿処理費	18,533	-317	18,216	13. 委託料	-317
計	848,269	-13,140	835,129		

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 農業委員会費	7,357	-118	7,239	1. 報酬	-118
3. 農業振興費	14,128	-100	14,028	13. 委託料	-100
5. 農地費	61,280	-3,427	57,853	13. 委託料	-824
				15. 工事請負費	-2,500
				19. 負担金、補助及 び交付金	-2,756
				22. 補償、補填及び 賠償金	2,653

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-1,687		-8,200		6,513	
1 し尿汲み取り事業	-317				-317	し尿汲み取り委託料 317 減
計	-317				-317	
	-13,140		-97,500		84,360	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業委員会事業	-118				-118	農業委員会委員報酬 118 減
計	-118				-118	
1 農業振興事業	-100				-100	市民菜園管理委託料 100 減
計	-100				-100	
1 土地改良事業	-3,427	-2,272		3,658	-4,813	土地改良施設設計等委託料 824 減 農業土木工事費 2,500 減 農業農村多面的機能支払 1,406 減 事業補助金 県営土地改良施設耐震対策事業等負担金 1,350 減 土地改良総合整備事業返還金 2,653
計	-3,427	-2,272		3,658	-4,813	

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6. 総合整備事業 費	4,000	-4,000	0	28. 繰出金	-4,000
7. 地域農政推進 対策事業費	1,464	-63	1,401	13. 委託料	-63
計	137,438	-7,708	129,730		

7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 商工総務費	61,946	-653	61,293	9. 旅費	-48
				11. 需用費	-325
				消耗品費	-205
				光熱水費	-120
				12. 役務費	-280
				通信運搬費	-280
2. 商工振興費	135,782	-2,050	133,732	19. 負担金、補助及 び交付金	-2,050

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 農村集落家庭排水施設特別会計繰出事業	-4,000				-4,000	農村集落家庭排水施設特別会計繰出金 4,000 減
計	-4,000				-4,000	
1 地域農政推進対策事業	-63				-63	農業振興地域整備計画策定委託料 63 減
計	-63				-63	
	-7,708	-2,272		3,658	-9,094	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 商工総務事務事業	-120				-120	光熱水費 120 減
3 地域活性化推進事務事業	-533				-533	費用弁償及び普通旅費 48 減 消耗品費 205 減 通信運搬費 280 減
計	-653				-653	
1 商工業振興補助事業	-2,050				-2,050	街路灯等電灯料補助金 150 減 空き店舗活用事業補助金 500 減 社宅整備支援事業補助金 800 減 小規模事業者再投資補助金 600 減
計	-2,050				-2,050	

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 消費者行政推 進費	7,006	-67	6,939	12. 役務費	-67
				通信運搬費	-67
計	223,057	-2,770	220,287		

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 維持管理総務 費	12,804	-886	11,918	13. 委託料	-886
計	105,853	-886	104,967		

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 道路維持費	285,557	-10,712	274,845	13. 委託料	-10,712
2. 道路新設改良 費	132,464	0	132,464		
計	439,203	-10,712	428,491		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 消費者行政 推進事業	-67				-67	通信運搬費 67 減
計	-67				-67	
	-2,770				-2,770	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路台帳管 理事業	-886				-886	道路台帳修正業務委託料 886 減
計	-886				-886	
	-886				-886	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路維持事 業	-4,712	-5,830			1,118	調査測量設計等委託料 4,712 減
2 道路管理事 業	-6,000				-6,000	調査測量設計等委託料 6,000 減
計	-10,712	-5,830			-4,882	
1 道路新設改 良事業	0	-18,591			18,591	財源振替
	-10,712	-24,421			13,709	

8 款 土木費
3 項 河川費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 河川新設改良 費	47,805	-1,764	46,041	13. 委託料	-1,764
計	66,628	-1,764	64,864		

8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 都市計画総務 費	153,134	-19,056	134,078	1. 報酬	-230
				13. 委託料	-1,880
				19. 負担金、補助及 び交付金	-16,946
2. 市街地開発費	69,916	-20,422	49,494	9. 旅費	-91
				11. 需用費 食糧費	-39
				13. 委託料	-20,292

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 河川改修事業	-1,764				-1,764	調査測量設計等委託料 1,764 減
計	-1,764				-1,764	
	-1,764				-1,764	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 都市計画調査事業	-424				-424	都市計画審議会等委員報酬 100 減 都市計画基礎調査等委託料 324 減
3 都市計画事務事業	-18,632	-12,094			-6,538	空家等対策協議会委員報酬 130 減 建築相談委託料 156 減 木造住宅耐震診断委託料 926 減 プリンター保守委託料 63 減 空家等対策関連委託料 411 減 住宅・建築物安全ストック 14,346 減 ク形成事業補助金 親との同居・近居購入費 2,600 減 補助金
計	-19,056	-12,094			-6,962	
1 市街地開発事業	-20,422				-20,422	普通旅費 91 減 食糧費 39 減 都市計画決定図書作成委託料 2,240 減 調査測量設計等委託料 18,052 減

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 街路事業費	304,608	-15,000	289,608	17. 公有財産購入費	-13,500
				22. 補償、補填及び 賠償金	-1,500
4. 公園事業費	149,226	-300	148,926	11. 需用費 光熱水費	-300 -300
5. 都市下水路費	678,709	-79,294	599,415	28. 繰出金	-79,294
6. 都市改造費	48,414	-1,090	47,324	28. 繰出金	-1,090
7. 緑化事業費	15,963	-10,720	5,243	11. 需用費 消耗品費	-400 -400
				13. 委託料	-220
				19. 負担金、補助及 び交付金	-10,100

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-20,422				-20,422	
1 桜ヶ丘沓掛線改良事業	-15,000	-95,866			80,866	桜ヶ丘沓掛線用地購入費 13,500 減 桜ヶ丘沓掛線物件移転補 1,500 減 償費
計	-15,000	-95,866			80,866	
2 公園施設改修事業	0	-3,807		-50	3,857	財源振替
3 公園施設維持管理事業	-300				-300	光熱水費 300 減
計	-300	-3,807		-50	3,557	
1 下水道事業特別会計繰出事業	-79,294				-79,294	下水道事業特別会計繰出 79,294 減 金
計	-79,294				-79,294	
1 有料駐車場事業特別会計繰出事業	-1,090				-1,090	有料駐車場事業特別会計 1,090 減 繰出金
計	-1,090				-1,090	
1 緑化対策事業	-10,720	-10,000		-29	-691	消耗品費 400 減 花壇維持管理委託料 163 減 緑化推進委託料 57 減 都市緑化推進事業補助金 10,000 減 地域花いっぱい運動補助 100 減 金
計	-10,720	-10,000		-29	-691	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1,419,970	-145,882	1,274,088		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 常備消防費	559,022	-1,890	557,132	11. 需用費	-200
				光熱水費	-200
				13. 委託料	-840
				19. 負担金、補助及 び交付金	-850
2. 非常備消防費	38,063	-5,389	32,674	8. 報償費	-4,773
				13. 委託料	-366
				14. 使用料及び賃借 料	-50
				18. 備品購入費	-200
3. 消防施設費	104,865	-1,700	103,165	19. 負担金、補助及 び交付金	-1,700

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	-145,882	-121,767		-79	-24,036	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 常備消防活動事業	-1,000				-1,000	病院研修等委託料 150 減 消防学校等負担金 780 減 女性防火クラブ交付金 70 減
3 常備消防設備維持管理事業	-890				-890	光熱水費 200 減 機械器具保守点検等委託料 690 減
計	-1,890				-1,890	
1 非常備消防活動事業	-5,389			-4,773	-616	消防団員退職報償金 4,773 減 消防団員健康診断委託料 150 減 操法訓練用用地整備委託料 216 減 バス等借上料 50 減 消防車積載用等備品購入費 200 減
計	-5,389			-4,773	-616	
1 消防施設設置事業	-1,450		-8,100		6,650	立上り消火栓設置等補助金 1,450 減
2 消防施設維持管理事業	-250				-250	消火栓設置負担金 250 減
計	-1,700		-8,100		6,400	

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	25,804	-1,050	24,754	11. 需用費	-897
				修繕料	-897
				13. 委託料	-153
計	727,754	-10,029	717,725		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	82,767	-375	82,392	13. 委託料	-375
3. 教育振興費	391,743	-8,168	383,575	1. 報酬	-3,230
				8. 報償費	-600
				9. 旅費	-120
				11. 需用費	-200
				消耗品費	-200
				13. 委託料	-338
				14. 使用料及び賃借料	-80
				19. 負担金、補助及び交付金	-1,000
21. 貸付金	-2,600				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 災害対策事業	-153				-153	訓練会場整備委託料 153 減
2 災害対策事務事業	-897				-897	修繕料 897 減
計	-1,050				-1,050	
	-10,029		-8,100	-4,773	2,844	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 学校プール開放事業	-375				-375	学校プール管理業務委託料 366 減 プール開放委託料 9 減
計	-375				-375	
1 教育振興事業	-1,018				-1,018	部活動外部指導者等謝礼 600 減 野外教育活動指導委託料 138 減 現職教育研修事業委託料 200 減 プレクラス輸送タクシー使用料 80 減
2 教育振興補助事業	-2,600				-2,600	ふるさと応援奨学金 2,600 減
4 教育振興事務事業	-4,550				-4,550	スクールソーシャルワーカー報酬 500 減 養護教員補助業務 1,000 減 特別支援教育支援業務 1,200 減 定住外国人日本語教育推進事業業務 200 減

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(教育振興費)					
計	477,303	-8,543	468,760		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	282,641	284,720	567,361	14. 使用料及び賃借料	-1,250
				15. 工事請負費	285,970
2. 教育振興費	59,566	-521	59,045	12. 役務費 手数料	-400 -400
				18. 備品購入費	83
				19. 負担金、補助及び交付金	-204
計	342,207	284,199	626,406		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						どよう塾実施業務 330 減 費用弁償及び普通旅費 120 減 消耗品費 200 減 派遣職員負担金 1,000 減
計	-8,168				-8,168	
	-8,543				-8,543	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設維持管理事業	285,970	54,285	245,800		-14,115	各小学校営繕工事費 285,970 増
2 小学校管理事務事業	-1,250				-1,250	機器借上料 1,250 減
計	284,720	54,285	245,800		-15,365	
1 小学校教育振興事業	-317			1,080	-1,397	手数料 400 減 図書及び器具購入費 1,083 増 教材費 1,000 減
2 小学校教育振興補助事業	-204				-204	日本スポーツ振興センター負担金 204 減
計	-521			1,080	-1,601	
	284,199	54,285	245,800	1,080	-16,966	

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 教育振興費	48,301	-656	47,645	12. 役務費	-400
				手数料	-400
				19. 負担金、補助及 び交付金	-256
計	169,697	-656	169,041		

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 図書館費	95,852	-1,662	94,190	14. 使用料及び賃借 料	-1,662
4. 文化財保護費	33,555	-363	33,192	1. 報酬	-150
				17. 公有財産購入費	-213
6. 文化広場費	6,689	-30	6,659	1. 報酬	-30
7. 文化会館費	473,215	-5,913	467,302	1. 報酬	-186
				11. 需用費 燃料費	-10 -10

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 中学校教育 振興事業	-400				-400	手数料 400 減
2 中学校教育 振興補助事業	-256				-256	学力検査等負担金 141 減 日本スポーツ振興センター 負担金 115 減
計	-656				-656	
	-656				-656	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 図書館維持 管理事業	-1,662				-1,662	機器借上料 1,662 減
計	-1,662				-1,662	
1 文化財保護 事業	-363			-213	-150	文化財保護委員会委員等 報酬 150 減 土地購入費 213 減
計	-363			-213	-150	
1 文化広場管 理事業	-30				-30	指定管理者審査委員会委 員報酬 30 減
計	-30				-30	
2 文化振興事 業	-186				-186	文化会館運営協議会委員 報酬 80 減

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(文化会館費)				13. 委託料	-5,717
8. 青少年対策費	36,532	-2,865	33,667	1. 報酬	-390
				13. 委託料	-2,475
9. 陶芸の館費	3,025	135	3,160	13. 委託料	135
計	729,546	-10,698	718,848		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健体育総務 費	37,145	-1,060	36,085	1. 報酬	-860
				13. 委託料	-200

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						指定管理者審査委員会委員報酬 106 減
3 文化会館維持管理事業	-5,727				-5,727	燃料費 10 減 樹木剪定・草刈委託料 198 減 施設清掃委託料 800 減 舞台設備等保守委託料 431 減 機械設備等保守委託料 181 減 舞台関係総合業務委託料 1,018 減 文化会館管理委託料 250 減 調査設計等委託料 2,839 減
計	-5,913				-5,913	
1 青少年対策事業	-2,865	-11,593			8,728	放課後子ども教室運営等 390 減 業務 放課後子ども教室運営業務委託料 2,475 減
計	-2,865	-11,593			8,728	
1 陶芸の館管理事業	135				135	陶芸の館管理委託料 135 増
計	135				135	
	-10,698	-11,593		-213	1,108	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 スポーツ振興事業	-200				-200	スポーツ講演会開催委託料 200 減

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(保健体育総務 費)					
2. 体育施設費	117,053	432	117,485	13. 委託料	432
3. 学校給食費	580,259	-9,682	570,577	1. 報酬	-611
				11. 需用費	-6,612
				光熱水費	-4,277
				賄材料費	-2,335
				13. 委託料	-407
				15. 工事請負費	-1,836
				18. 備品購入費	-216
計	734,457	-10,310	724,147		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	573,694	228,365	802,059	25. 積立金	228,365

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 保健体育総務事務事業	-860				-860	スポーツ推進委員報酬 500 減 保健体育事務 360 減
計	-1,060				-1,060	
1 体育施設維持管理事業	432		-28,100		28,532	指定管理料 432 増
計	432		-28,100		28,532	
2 給食センター活動事業	-3,000			-2,335	-665	給食調理洗浄業務 611 減 賄材料費 2,335 減 残飯回収配送委託料 54 減
3 給食センター維持管理事業	-6,466		-15,100		8,634	光熱水費 4,277 減 清掃等委託料 353 減 営繕工事費 1,836 減
4 給食センター施設整備事業	-216		-10,900		10,684	給食センター備品購入費 216 減
計	-9,682		-26,000	-2,335	18,653	
	-10,310		-54,100	-2,335	46,125	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	228,365			524	227,841	財政調整基金積立金 228,365 増

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 教育施設建設 及び整備基金 費	11	19,989	20,000	25. 積立金	19,989
3. 公共施設建設 及び整備基金 費	111	-50	61	25. 積立金	-50
計	573,817	248,304	822,121		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	228,365			524	227,841	
1 教育施設建設及び整備基金積立事業	19,989			38	19,951	教育施設建設及び整備基金積立金 19,989 増
計	19,989			38	19,951	
1 公共施設建設及び整備基金積立事業	-50			-50		公共施設建設及び整備基金積立金 50 減
計	-50			-50		
	248,304			512	247,792	

議案第 4 1 号

平成 2 9 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）

議案第 4 1 号

平成 2 9 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 1, 2 3 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 7 7 7, 0 6 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,540,871	-87,849	1,453,022
	1 国民健康保険税	1,540,871	-87,849	1,453,022
2 国庫支出金		1,332,265	-29,980	1,302,285
	1 国庫負担金	1,199,159	-29,980	1,169,179
4 前期高齢者交付金		2,096,517	-195,030	1,901,487
	1 前期高齢者交付金	2,096,517	-195,030	1,901,487
5 県支出金		365,178	-77,510	287,668
	1 県負担金	60,520	-14,879	45,641
	2 県補助金	304,658	-62,631	242,027
6 共同事業交付金		1,746,223	-46,746	1,699,477
	1 共同事業交付金	1,746,223	-46,746	1,699,477
8 繰入金		531,273	173,145	704,418
	1 繰入金	531,273	173,145	704,418
9 繰越金		102,843	182,740	285,583
	1 繰越金	102,843	182,740	285,583
歳入合計		7,858,295	-81,230	7,777,065

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,662,178	77,589	4,739,767
	1 療養諸費	4,067,218	77,589	4,144,807
3 後期高齢者支援 金等		912,782	-48,784	863,998
	1 後期高齢者支援 金等	912,782	-48,784	863,998
6 介護納付金		320,636	-12,421	308,215
	1 介護納付金	320,636	-12,421	308,215
7 共同事業拠出金		1,761,634	-124,709	1,636,925
	1 共同事業拠出金	1,761,634	-124,709	1,636,925
11 諸支出金		4,642	27,095	31,737
	1 償還金及び還付 加算金	4,642	27,095	31,737
歳 出 合 計		7,858,295	-81,230	7,777,065

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,504,596	-76,032	1,428,564
2. 退職被保険者等国民健康保険税	36,275	-11,817	24,458
計	1,540,871	-87,849	1,453,022

2 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 療養給付費等負担金	1,138,638	-15,101	1,123,537

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 医療給付費分現年課税分	-56,195	医療給付費分現年課税分 56,195 減
3. 介護納付金分現年課税分	-4,364	介護納付金分現年課税分 4,364 減
5. 後期高齢者支援金分現年課税分	-15,473	後期高齢者支援金分現年課税分 15,473 減
1. 医療給付費分現年課税分	-7,890	医療給付費分現年課税分 7,890 減
3. 介護納付金分現年課税分	-1,741	介護納付金分現年課税分 1,741 減
5. 後期高齢者支援金分現年課税分	-2,186	後期高齢者支援金分現年課税分 2,186 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-15,101	現年度療養給付費等負担金 7,732 増 介護納付金負担金 3,975 減 後期高齢者支援金負担金 18,858 減

2 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 高額医療費共同事業負担金	50,547	-14,879	35,668
計	1,199,159	-29,980	1,169,179

4 款 前期高齢者交付金

1 項 前期高齢者交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 前期高齢者交付金	2,096,517	-195,030	1,901,487
計	2,096,517	-195,030	1,901,487

5 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 高額医療費共同事業負担金	50,547	-14,879	35,668
計	60,520	-14,879	45,641

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 高額医療費共同事業 負担金	-14,879	高額医療費共同事業負担金 14,879 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 前期高齢者交付金	-195,030	前期高齢者交付金 195,030 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 高額医療費共同事業 負担金	-14,879	高額医療費共同事業負担金 14,879 減

5 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整交付金	304,658	-62,631	242,027
計	304,658	-62,631	242,027

6 款 共同事業交付金
1 項 共同事業交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 共同事業交付金	1,746,223	-46,746	1,699,477
計	1,746,223	-46,746	1,699,477

8 款 繰入金
1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	531,273	173,145	704,418

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 1号交付金	-62,631	現年度療養給付費等負担金 33,849 減
		介護納付金負担金 7,158 減
		後期高齢者支援金負担金 21,624 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 保険財政共同安定化事業交付金	-46,746	保険財政共同安定化事業交付金 46,746 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	1,227	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 1,227 増
2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	3,567	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 3,567 増

8 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
(繰入金)			
計	531,273	173,145	704,418

9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
2. その他繰越金	102,842	182,740	285,582
計	102,843	182,740	285,583

単位：千円

節		説明
区分	金額	
5. その他一般会計繰入金	168,351	その他一般会計繰入金 168,351 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	182,740	繰越金 182,740 増

歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 療養給付費	3,869,931	77,589	3,947,520	19. 負担金、補助及 び交付金	77,589
計	4,067,218	77,589	4,144,807		

3 款 後期高齢者支援金等

1 項 後期高齢者支援金等

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 後期高齢者支 援金	912,719	-48,784	863,935	19. 負担金、補助及 び交付金	-48,784
計	912,782	-48,784	863,998		

6 款 介護納付金

1 項 介護納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護納付金	320,636	-12,421	308,215	19. 負担金、補助及 び交付金	-12,421
計	320,636	-12,421	308,215		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
1 一般被保険者療養給付事業	77,589	-26,117		-24,767	128,473	現年度一般被保険者診療 77,589 増報酬給付費	
計	77,589	-26,117		-24,767	128,473		
	77,589	-26,117		-24,767	128,473		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
1 後期高齢者支援金事業	-48,784	-40,482		1,304	-9,606	後期高齢者支援金 48,784 減	
計	-48,784	-40,482		1,304	-9,606		
	-48,784	-40,482		1,304	-9,606		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
1 介護納付金事業	-12,421	-11,133		1,578	-2,866	介護納付金 12,421 減	
計	-12,421	-11,133		1,578	-2,866		
	-12,421	-11,133		1,578	-2,866		

7 款 共同事業拠出金

1 項 共同事業拠出金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 高額医療費拠 出金	202,189	-59,513	142,676	19. 負担金、補助及 び交付金	-59,513
2. 保険財政共同 安定化事業拠 出金	1,559,445	-65,196	1,494,249	19. 負担金、補助及 び交付金	-65,196
計	1,761,634	-124,709	1,636,925		

11 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 償還金	10	27,095	27,105	23. 償還金、利子及 び割引料	27,095
計	4,642	27,095	31,737		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 高額医療費拠出事業	-59,513	-29,758			-29,755	高額医療費拠出金 59,513 減
計	-59,513	-29,758			-29,755	
1 保険財政共同安定化事業拠出事業	-65,196			-46,746	-18,450	保険財政共同安定化事業 65,196 減拠出金
計	-65,196			-46,746	-18,450	
	-124,709	-29,758		-46,746	-48,205	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	27,095				27,095	返還金 27,095 増
計	27,095				27,095	
	27,095				27,095	

議案第 4 2 号

平成 2 9 年度

豊明市下水道事業特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 4 2 号

平成 2 9 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 9 年度豊明市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 2, 5 9 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 4 4, 7 3 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		178	35,768	35,946
	1 負担金	178	35,768	35,946
2 使用料及び手数料		578,711	14,738	593,449
	1 使用料	578,711	14,738	593,449
3 国庫支出金		41,123	-14,883	26,240
	1 国庫交付金	41,123	-14,883	26,240
4 繰入金		678,709	-79,294	599,415
	1 繰入金	678,709	-79,294	599,415
5 繰越金		20,000	11,076	31,076
	1 繰越金	20,000	11,076	31,076
歳入合計		1,377,328	-32,595	1,344,733

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		167,207	-18,998	148,209
	1 総務管理費	167,207	-18,998	148,209
2 公共下水道維持 管理事業費		365,367	-11,664	353,703
	1 維持管理事業費	365,367	-11,664	353,703
3 公共下水道建設 事業費		81,729	-1,933	79,796
	1 建設事業費	81,729	-1,933	79,796
4 公債費		760,025	0	760,025
	1 公債費	760,025	0	760,025
5 予備費		3,000	0	3,000
	1 予備費	3,000	0	3,000
歳 出 合 計		1,377,328	-32,595	1,344,733

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 受益者分担金	176	35,768	35,944
計	178	35,768	35,946

2 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補正額	計
1. 使用料	578,711	14,738	593,449
計	578,711	14,738	593,449

3 款 国庫支出金

1 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 国庫交付金	41,123	-14,883	26,240
計	41,123	-14,883	26,240

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 区域外流入受益者分担金	35,768	区域外流入受益者分担金 35,768 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 下水道使用料	13,554	下水道使用料 13,554 増
2. 滞納繰越分	1,184	流域関連公共下水道滞納繰越分 1,184 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 国庫交付金	-14,883	社会資本整備総合交付金 14,883 減

4 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰入金	678,709	-79,294	599,415
計	678,709	-79,294	599,415

5 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	20,000	11,076	31,076
計	20,000	11,076	31,076

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	-79,294	一般会計繰入金 79,294 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	11,076	前年度繰越金 11,076 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	167, 207	-18, 998	148, 209	9. 旅費	-30
				11. 需用費 修繕料	-30 -30
				12. 役務費 通信運搬費 保険料	-71 -70 -1
				13. 委託料	-2, 700
				18. 備品購入費	-628
				19. 負担金、補助及 び交付金	-121
				27. 公課費	-15, 418
計	167, 207	-18, 998	148, 209		

2 款 公共下水道維持管理事業費

1 項 維持管理事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 流域関連維持 管理費	365, 367	-11, 664	353, 703	12. 役務費 通信運搬費	-70 -70
				13. 委託料	-5, 181
				15. 工事請負費	-6, 413

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 使用料徴収事業	-3,328			-10,471	7,143	料金徴収等委託料 2,700 減 下水道料金システム購入 628 減 費
3 一般管理事務事業	-15,669			-10,107	-5,562	普通旅費 30 減 修繕料 30 減 通信運搬費 70 減 保険料 1 減 事務研究会負担金 120 減 自動車重量税 2 減 消費税及び地方消費税 15,416 減
4 水洗化資金補助事業	-1			-401	400	水洗化改造資金利子補給補助金 1 減
計	-18,998			-20,979	1,981	
	-18,998			-20,979	1,981	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 流域関連維持管理事業	-11,664	-9,725			-1,939	通信運搬費 70 減 下水道台帳整備委託料 30 減 水質検査委託料 10 減 伏越マンホール等維持管理委託料 80 減 管渠設計等委託料 5,061 減 営繕工事費 6,413 減
計	-11,664	-9,725			-1,939	

2 款 公共下水道維持管理事業費

1 項 維持管理事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	365,367	-11,664	353,703		

3 款 公共下水道建設事業費

1 項 建設事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 建設管理費	36,282	-11	36,271	9. 旅費	-11
2. 建設費	45,447	-1,922	43,525	13. 委託料	-422
				22. 補償、補填及び 賠償金	-1,500
計	81,729	-1,933	79,796		

4 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	611,552	0	611,552		
計	760,025	0	760,025		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	-11,664	-9,725			-1,939	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 下水道建設事務事業	-11			-11		普通旅費 11 減
4 受益者負担金徴収事業	0			-109	109	財源振替
計	-11			-120	109	
1 公共下水道築造事業	-1,922	-5,158		3,236		管渠設計等委託料 422 減 物件移転等補償費 1,500 減
計	-1,922	-5,158		3,236		
	-1,933	-5,158		3,116	109	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金償還事業	0			-22,663	22,663	財源振替
	0			-22,663	22,663	

5 款 予備費

1 項 予備費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 予備費	3,000	0	3,000		
計	3,000	0	3,000		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	0			-3,000	3,000	財源振替
	0			-3,000	3,000	

議案第 4 3 号

平成 2 9 年度

豊明市農村集落家庭排水施設特別会計
補正予算書（第 1 号）

議案第 4 3 号

平成 2 9 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 2 9 年度豊明市の農村集落家庭排水施設特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 4 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 8, 5 5 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		58,218	4,554	62,772
	1 使用料	58,217	4,554	62,771
3 繰入金		4,000	-4,000	0
	1 繰入金	4,000	-4,000	0
6 市債		17,000	-1,500	15,500
	1 市債	17,000	-1,500	15,500
歳入合計		89,500	-946	88,554

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		11,495	-198	11,297
	1 総務管理費	11,495	-198	11,297
2 家庭排水施設事業費		70,221	-748	69,473
	1 家庭排水施設事業費	70,221	-748	69,473
3 公債費		7,284	0	7,284
	1 公債費	7,284	0	7,284
4 予備費		500	0	500
	1 予備費	500	0	500
歳 出 合 計		89,500	-946	88,554

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
家庭排水施設事業	千円 17,000	証書借入 又は証券 発行	4.0% 以内	政府その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
家庭排水施設事業	千円 15,500	証書借入 又は証券 発行	4.0% 以内	政府その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補正額	計
1. 使用料	58,217	4,554	62,771
計	58,217	4,554	62,771

3 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	4,000	-4,000	0
計	4,000	-4,000	0

6 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 農村集落家庭排水施設事業債	17,000	-1,500	15,500
計	17,000	-1,500	15,500

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 排水使用料	4,554	排水使用料 4,554 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	-4,000	一般会計繰入金 4,000 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 農村集落家庭排水施設事業債	-1,500	家庭排水施設事業 1,500 減

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	11,495	-198	11,297	9. 旅費	-4
				27. 公課費	-194
計	11,495	-198	11,297		

2 款 家庭排水施設事業費

1 項 家庭排水施設事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 維持管理費	70,221	-748	69,473	11. 需用費 燃料費	-64 -64
				13. 委託料	-684
計	70,221	-748	69,473		

3 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	6,168	0	6,168		
2. 利子	1,116	0	1,116		
計	7,284	0	7,284		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 一般管理事務事業	-198				-198	普通旅費 4 減 消費税及び地方消費税 194 減
計	-198				-198	
	-198				-198	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 排水施設維持管理事業	-748		-1,500		752	燃料費 64 減 センター管理委託料 432 減 伏越マンホール等維持管理委託料 252 減
計	-748		-1,500		752	
	-748		-1,500		752	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金償還事業	0			-2,384	2,384	財源振替
1 公債費利子償還事業	0			-1,116	1,116	財源振替
	0			-3,500	3,500	

4 款 予備費

1 項 予備費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 予備費	500	0	500		
計	500	0	500		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	0			-500	500	財源振替
	0			-500	500	

議案第 4 4 号

平成 2 9 年度

豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 4 4 号

平成 2 9 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度豊明市の有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、変更なく歳入歳出予算の総額を 6 9, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		48,414	-1,090	47,324
	1 繰入金	48,414	-1,090	47,324
3 繰越金		500	1,090	1,590
	1 繰越金	500	1,090	1,590
歳入合計		69,100	0	69,100

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	48,414	-1,090	47,324
計	48,414	-1,090	47,324

3 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	500	1,090	1,590
計	500	1,090	1,590

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	-1,090	一般会計繰入金 1,090 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	1,090	前年度繰越金 1,090 増

歳 出

3 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	41,409	0	41,409		
計	43,833	0	43,833		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金 償還事業	0			-1,090	1,090	財源振替
	0			-1,090	1,090	

議案第 4 5 号

平成 2 9 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 3 号）

議案第 4 5 号

平成 2 9 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2, 4 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 6 3 3, 9 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		2,548	-1,620	928
	1 使用料	1,272	-1,220	52
	2 手数料	1,276	-400	876
3 国庫支出金		807,264	-31,554	775,710
	1 国庫負担金	708,153	-24,596	683,557
	2 国庫補助金	99,111	-6,958	92,153
4 支払基金交付金		1,158,490	-23,500	1,134,990
	1 支払基金交付金	1,158,490	-23,500	1,134,990
5 県支出金		638,254	-26,130	612,124
	1 県負担金	590,051	-21,997	568,054
	3 県補助金	48,201	-4,133	44,068
6 財産収入		1	317	318
	1 財産運用収入	1	317	318
7 繰入金		703,164	-21,594	681,570
	1 一般会計繰入金	703,164	-21,594	681,570
8 繰越金		95,988	156,570	252,558
	1 繰越金	95,988	156,570	252,558

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	4,581,454	52,489	4,633,943

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		151,779	-6,740	145,039
	1 総務管理費	104,820	0	104,820
	3 介護認定審査会 費	38,423	-5,240	33,183
	5 計画策定委員会 費	5,221	-1,500	3,721
2 保険給付費		3,994,478	-76,141	3,918,337
	1 介護サービス等 諸費	3,645,886	-53,660	3,592,226
	2 介護予防サービ ス等諸費	104,560	-2,481	102,079
	6 特定入所者介護 サービス等費	131,946	-20,000	111,946
3 地域支援事業費		289,639	-24,157	265,482
	1 介護予防・生活 支援事業費	105,418	-1,900	103,518
	2 一般介護予防費	38,975	-7,850	31,125
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	144,919	-14,407	130,512
4 基金積立金		45,214	159,527	204,741
	1 基金積立金	45,214	159,527	204,741
歳 出	合 計	4,581,454	52,489	4,633,943

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護使用料	1,272	-1,220	52
計	1,272	-1,220	52

2 款 使用料及び手数料

2 項 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護手数料	1,276	-400	876
計	1,276	-400	876

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	708,153	-24,596	683,557
計	708,153	-24,596	683,557

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 介護使用料	-1,220	介護予防・生活支援事業利用料 1,220 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 介護手数料	-400	高齢者見守りサポート事業手数料 400 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-24,596	現年度分介護給付費負担金 24,596 減

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 地域支援事業交付金（介護予防事業）	35,747	-2,471	33,276
3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	55,056	-5,797	49,259
4. 事業費補助金	0	1,310	1,310
計	99,111	-6,958	92,153

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 介護給付費交付金	1,118,454	-20,770	1,097,684
2. 地域支援事業支援交付金	40,036	-2,730	37,306
計	1,158,490	-23,500	1,134,990

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-2,471	現年度分地域支援事業交付金 2,471 減
1. 現年度分	-5,797	現年度分地域支援事業交付金 5,797 減
1. 事業費補助金	1,310	事業費補助金 1,310

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-21,319	現年度分介護給付費交付金 21,319 減
2. 過年度分	549	過年度分介護給付費交付金 549 増
1. 現年度分	-2,730	現年度分地域支援事業支援交付金 2,730 減

5 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	590,051	-21,997	568,054
計	590,051	-21,997	568,054

5 款 県支出金

3 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地域支援事業交付金（介護予防事業）	17,873	-1,235	16,638
2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	27,528	-2,898	24,630
計	48,201	-4,133	44,068

6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	1	317	318
計	1	317	318

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-21,997	現年度分介護給付費負担金 21,997 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-1,235	現年度分地域支援事業交付金 1,235 減
1. 現年度分	-2,898	現年度分地域支援事業交付金 2,898 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	317	介護給付費準備基金利子 317 増

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	499,310	-9,517	489,793
2. 地域支援事業繰入金（介護予防事業）	17,873	-1,218	16,655
3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）	27,528	-2,809	24,719
4. その他一般会計繰入金	151,861	-8,050	143,811
計	703,164	-21,594	681,570

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	95,988	156,570	252,558
計	95,988	156,570	252,558

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-9,517	現年度分介護給付費繰入金 9,517 減
1. 現年度分	-1,218	現年度分地域支援事業繰入金 1,218 減
1. 現年度分	-2,809	現年度分地域支援事業繰入金 2,809 減
2. 事務費繰入金	-8,050	事務費繰入金 8,050 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	156,570	繰越金 156,570 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	104,819	0	104,819		
計	104,820	0	104,820		

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護認定審査 会費	10,654	-1,640	9,014	1. 報酬	-1,640
2. 認定調査等費	27,769	-3,600	24,169	13. 委託料	-3,600
計	38,423	-5,240	33,183		

1 款 総務費

5 項 計画策定委員会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 計画策定委員 会費	5,221	-1,500	3,721	13. 委託料	-1,500
計	5,221	-1,500	3,721		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 一般管理事務事業	0	1,310		-1,310		財源振替
	0	1,310		-1,310		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護認定審査会事業	-1,640			-1,640		介護認定審査会委員報酬 1,640 減
計	-1,640			-1,640		
1 認定調査等事業	-3,600			-3,600		要介護認定調査委託料 600 減 意見書作成料支払委託料 3,000 減
計	-3,600			-3,600		
	-5,240			-5,240		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 計画策定委員会事業	-1,500			-1,500		介護保険事業計画等策定 1,500 減 業務委託料
計	-1,500			-1,500		
	-1,500			-1,500		

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 地域密着型介護サービス給付費	388,224	-14,680	373,544	19. 負担金、補助及び交付金	-14,680
5. 施設介護サービス給付費	1,514,539	-38,980	1,475,559	19. 負担金、補助及び交付金	-38,980
計	3,645,886	-53,660	3,592,226		

2 款 保険給付費

2 項 介護予防サービス等諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 地域密着型介護予防サービス給付費	3,236	-2,481	755	19. 負担金、補助及び交付金	-2,481
計	104,560	-2,481	102,079		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 地域密着型介護サービス給付事業	-14,680	-8,478		-5,945	-257	地域密着型介護サービス 14,680 減給付費
計	-14,680	-8,478		-5,945	-257	
1 施設介護サービス給付事業	-38,980	-25,133		-11,047	-2,800	施設介護サービス給付費 38,980 減
計	-38,980	-25,133		-11,047	-2,800	
	-53,660	-33,611		-16,992	-3,057	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 地域密着型介護予防サービス給付事業	-2,481	-1,432		-1,005	-44	地域密着型介護予防サービス給付費 2,481 減
計	-2,481	-1,432		-1,005	-44	
	-2,481	-1,432		-1,005	-44	

2 款 保険給付費

6 項 特定入所者介護サービス等費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 特定入所者介護サービス給付費	131,876	-20,000	111,876	19. 負担金、補助及び交付金	-20,000
計	131,946	-20,000	111,946		

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護予防・生活支援事業費	97,301	-1,900	95,401	11. 需用費	-500
				燃料費	-500
				13. 委託料	-1,400
計	105,418	-1,900	103,518		

3 款 地域支援事業費

2 項 一般介護予防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般介護予防費	38,975	-7,850	31,125	13. 委託料	-7,850
計	38,975	-7,850	31,125		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 特定入所者介護サービス給付事業	-20,000	-11,550		-8,100	-350	特定入所者介護サービス 20,000 減 給付費
計	-20,000	-11,550		-8,100	-350	
	-20,000	-11,550		-8,100	-350	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護予防・生活支援事業	-1,900	-723		-1,989	812	燃料費 500 減 介護予防・生活支援事業 1,400 減 委託料
計	-1,900	-723		-1,989	812	
	-1,900	-723		-1,989	812	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般介護予防事業	-7,850	-2,983		-3,179	-1,688	一般介護予防事業委託料 6,000 減 地域リハビリテーション 1,850 減 活動支援事業委託料
計	-7,850	-2,983		-3,179	-1,688	
	-7,850	-2,983		-3,179	-1,688	

3 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 総合相談事業 費	80,260	-7,765	72,495	13. 委託料	-7,765
3. 包括的・継続 的ケアマネジ メント支援事 業費	3,217	-500	2,717	1. 報酬	-500
4. 家族介護支援 事業費	8,402	-3,150	5,252	12. 役務費	-1,750
				通信運搬費	-1,750
				13. 委託料	-1,400
7. 生活支援体制 整備事業費	9,783	-1,642	8,141	13. 委託料	-1,642
8. 認知症総合支 援事業費	16,663	-1,350	15,313	13. 委託料	-1,350
計	144,919	-14,407	130,512		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 総合相談事業	-7,765	-4,687		-1,514	-1,564	地域包括支援センター業 7,765 減 務委託料
計	-7,765	-4,687		-1,514	-1,564	
1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	-500	-301		-98	-101	地域包括ケア連絡協議会 500 減 委員報酬
計	-500	-301		-98	-101	
1 家族介護支援事業	-3,150	-1,901		-1,014	-235	通信運搬費 1,750 減 高齢者見守りフォロー事 1,400 減 業委託料
計	-3,150	-1,901		-1,014	-235	
1 生活支援体制整備事業	-1,642	-991		-320	-331	地域生活支援体制事業委 1,642 減 託
計	-1,642	-991		-320	-331	
1 認知症総合支援事業	-1,350	-815		-263	-272	認知症総合支援事業委託 1,350 減 料
計	-1,350	-815		-263	-272	
	-14,407	-8,695		-3,209	-2,503	

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護給付費準 備基金積立金	45,214	159,527	204,741	25. 積立金	159,527
計	45,214	159,527	204,741		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護給付費準備基金積立事業	159,527			317	159,210	介護給付費準備基金積立金 159,527 増立金
計	159,527			317	159,210	
	159,527			317	159,210	

議案第 4 6 号

平成 2 9 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第46号

平成29年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,293千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ972,707千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		133,167	-7,293	125,874
	1 一般会計繰入金	133,167	-7,293	125,874
歳入合計		980,000	-7,293	972,707

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入
 2 款 繰入金
 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 保険基盤安定繰入金	120,412	-7,293	113,119
計	133,167	-7,293	125,874

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 保険基盤安定繰入金	-7,293	保険基盤安定繰入金 7,293 減

歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	965,939	-7,293	958,646	19. 負担金、補助及び交付金	-7,293
計	965,939	-7,293	958,646		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者医療広域連合納付金事業	-7,293			-7,293		後期高齢者医療広域連合 7,293 減負担金
計	-7,293			-7,293		
	-7,293			-7,293		

議案第 4 7 号

平成 2 9 年度

豊明市水上太陽光発電事業特別会計
補正予算書（第 1 号）

議案第 4 7 号

平成 2 9 年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 9 年度豊明市の水上太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4, 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 9, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		60,780	126	60,906
	1 収益事業収入	60,780	126	60,906
2 繰越金		3,510	5,721	9,231
	1 繰越金	3,510	5,721	9,231
3 諸収入		10	38,853	38,863
	1 雑入	10	38,853	38,863
歳入合計		64,300	44,700	109,000

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		13,412	-920	12,492
	1 総務管理費	13,412	-920	12,492
3 公債費		31,931	38,021	69,952
	1 公債費	31,931	38,021	69,952
4 諸支出金		8,457	7,599	16,056
	1 繰出金	8,457	7,599	16,056
歳 出 合 計		64,300	44,700	109,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 公債費	1 公債費	公債費元金償還事業	38,853 <small>千円</small>

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 事業収入

1 項 収益事業収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 売電収入	60,780	126	60,906
計	60,780	126	60,906

2 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	3,510	5,721	9,231
計	3,510	5,721	9,231

3 款 諸収入

1 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 雑入	10	38,853	38,863
計	10	38,853	38,863

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 売電収入	126	売電収入 126 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	5,721	前年度繰越金 5,721 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	38,853	消費税還付金 38,711 消費税還付加算金 142

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	13,412	-920	12,492	12. 役務費 保険料	-920 -920
計	13,412	-920	12,492		

3 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	30,878	38,228	69,106	23. 償還金、利子及 び割引料	38,228
2. 利子	1,053	-207	846	23. 償還金、利子及 び割引料	-207
計	31,931	38,021	69,952		

4 款 諸支出金

1 項 繰出金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 他会計繰出金	8,457	7,599	16,056	28. 繰出金	7,599
計	8,457	7,599	16,056		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
1 一般管理事務事業	-920				-920	保険料 920 減	
計	-920				-920		
	-920				-920		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
1 公債費元金償還事業	38,228				38,228	長期債元金 625 減 長期債繰上償還元金 38,853	
計	38,228				38,228		
1 公債費利子償還事業	-207				-207	長期債利子 207 減	
計	-207				-207		
	38,021				38,021		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
1 一般会計繰出事業	7,599				7,599	一般会計繰出金 7,599 増	
計	7,599				7,599		
	7,599				7,599		